選挙運動費用の公費負担制度

に関する手引き

広川町選挙管理委員会

目次

第1章 公費負担制度の概要

1. 公費負担制度とは………………………………………………………………………………2

2. 選挙公営の種類…………………………………………………………………………………2

3. 対象となる候補者………………………………………………………………………………3

4. 公費負担の限度額など…………………………………………………………………………3

5. 諸手続き…………………………………………………………………………………………6

第2章 公費負担の手続き

1. 選挙運動用自動車の使用（一般運送契約）…………………………………………………10

2-1. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による自動車借入契約）……………………12

2-2. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による燃料供給契約）………………………14

2-3. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による運転手雇用契約）……………………16

3. 選挙運動用ビラの作成…………………………………………………………………………18

4. 選挙運動用ポスターの作成……………………………………………………………………20

第3章 公費負担に関するQ＆A

1. 共通………………………………………………………………………………………………22

2. 自動車の借り入れ………………………………………………………………………………24

3. 燃料の供給………………………………………………………………………………………27

4. 運転手の雇用……………………………………………………………………………………28

5. 選挙運動用ビラの作成…………………………………………………………………………29

6. 選挙運動用ポスターの作成……………………………………………………………………31

7. 選挙運動用通常葉書の交付・郵送……………………………………………………………33

●本資料は、町長選挙や町議会議員選挙において、選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、参考としていただくために作成したものです。そのほかの選挙（国政選挙、都道府県・市の選挙など）とは、制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

●本資料は、令和4年10月時点の広川町条例などをもとに作成しています。条例などの改正により、記載内容が変更となる場合があります。

第1章 公費負担制度の概要

1. 公費負担制度とは

公費負担制度とは、候補者の選挙運動に係る費用の負担を減らすことで、資産の多少にかかわらず、立候補しやすい環境をつくる制度です。町長選挙や町議会議員選挙に関して、候補者と業者などとの間で交わされた各有償契約（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成）について、供託物が没収されない候補者に限り、広川町が各業者などに直接その費用（条例で定められた限度額の範囲内）をお支払いします。

※供託物は、町長選挙の場合50万円、町議会議員選挙の場合15万円と定められています。

※供託物は、得票数が一定数（供託物没収点）に達しない場合や、候補者が当該候補者たることを辞した場合などに没収されます。

2. 選挙公営の種類

選挙運動用の選挙公営制度（公費負担制度）については以下のような種類があります。

１．選挙管理委員会がその全部を行うもの

　◎ 投票記載所の候補者氏名掲示

２．内容は候補者が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの

　◎ ポスター掲示板の設置

　◎ 選挙公報の発行

３．選挙管理委員会は便宜を供与するが、その実務は候補者が行うもの

　◎ 公営施設利用の個人演説会

４．選挙管理委員会は実施に直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの

◎ 選挙運動用自動車の使用

◎ 選挙運動用ビラの作成

◎ 選挙運動用ポスターの作成

　◎ 選挙運動用通常葉書の交付

※以上の選挙公営制度のうち、候補者が経費を負担した中で公費負担の対象となるものは◎ 選挙運動用自動車の使用、◎ 選挙運動用ビラの作成、◎ 選挙運動用ポスターの作成の3つです。

公費負担制度については、広川町の条例や公職選挙法により限度額などの基準が定められています。

3. 対象となる候補者

本制度の対象となる候補者は、得票数が供託物没収点以上に達した候補者に限られます。供託物没収点に達しない候補者は、供託物が没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されず、すべて自己負担となります。

なお、供託物没収点は、以下の計算式により算出されます。

（1）町長選挙 供託物没収点=有効投票総数×1/10

（2）町議会議員選挙 供託物没収点=有効投票総数÷議員定数（広川町13人）×1/10

［参考］過去の選挙の供託金没収点

令和元年12月8日執行　広川町議会議員一般選挙

有効得総票数9,342.999票÷13人×1/10＝71.869点（参考数値）

令和５年４月23日執行　広川町長選挙

有効得総票数票8,846票×1/10＝884.6点

4. 公費負担の限度額など

公費負担の対象となる選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成には、それぞれ限度額が定められています。この限度額を超える金額は、公費負担の対象となりません。

（1）選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用は、選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日まで、町村長・町村議会議員選挙は5日間）に限られます。したがって、公費負担の限度額は次の通りとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約の種別 | 対象内容 | 限度額 |
| 一般運送契約（ハイヤー方式） | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（1日につき1台に限る。） | 1日　　64,500円5日間 322,500円 |
| その他の契約（個別契約方式） | 自動車借入契約 | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（1日につき1台に限る。） | 1日　 16,100円5日間 80,500円 |
| 燃料供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（1日につき1台に限る。） | 1日　　7,700円5日間 38,500円 |
| 運転手雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（1日につき1人に限る。） | 1日　 12,500円5日間 62,500円 |

※一般運送契約（ハイヤー方式）とは、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として国土交通大臣から免許を受けている業者）と、自動車の借り入れや燃料供給、運転手雇用を一括して契約するものです。一方、その他の契約（個別契約方式）とは、自動車の借り入れや燃料供給、運転手雇用をそれぞれ個別に契約するものです。

※各日について、一般運送契約とその他の契約のどちらかを選択します。同一日に一般運送契約とその他の契約を締結した場合（同一日にハイヤーとレンタカーを使用した場合など）は、候補者が指定するいずれか1つの契約が、公費負担の対象となります。

※その他の契約は、組み合わせて公費負担の対象とすることができます。しかし、これらすべてを同一業者と一括で契約する場合は、ハイヤー契約となり、契約相手が一般乗用旅客自動車運送事者に限られます。

※別途任意で契約した免責補償料、看板やスピーカーを取り付けるための費用や当該付帯設備の賃借料などは、公費負担の対象外となります。

※無投票となった場合、立候補届出日1日分の金額が公費負担の対象となります。

（2）選挙運動用ビラの作成

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙の区分 | 規格 | 限度単価 | 限度枚数 | 限度額 |
| 町長選挙 | 長さ29.7cm×幅21.0cm（A4版）以内 | 1枚あたり7円73銭 | 2種類以内で5,000枚 | 38,650円（7.73円×5,000枚） |
| 町議会議員選挙 | 2種類以内で1,600枚 | 12,368円（7.73円×1,600枚） |

※作成単価、作成枚数のそれぞれに公費負担の上限が設けられています。そのため公費負担額は、限度単価、限度枚数を実際の契約単価、契約枚数と比較して低い方を掛け合わせた金額になります。

※1円未満の端数がある場合、その端数は1円とします。

※選挙運動用ビラは、次に掲げる方法以外で頒布することができません（公職選挙法第142条第6項及び公職選挙法施行令第109条の6第3号）。

・新聞折込みによる頒布

・候補者の選挙事務所内における頒布

・個人演説内の会場内における頒布

・街頭演説の場所における頒布

【例1】町議選挙で、選挙運動用ビラ1,600枚の作成を12,800円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、12,800円÷1,600枚＝8円になります。この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、7.73円×1,600枚＝12,368円が公費負担の対象となります。よって、この対象額を超える432円は候補者の負担になります。

【例2】町議選挙で、選挙運動用ビラ2,000枚の作成を14,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、14,000円÷2,000枚＝7円になります。この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、7円×1,600枚＝11,200円が公費負担の対象となります。よって、この対象額を超える2,800円は候補者の負担になります。

（3）選挙運動用ポスターの作成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選挙の区分 | 限度枚数 | 限度単価 | 限度額 |
| 町長選挙町議会議員選挙 | 46枚（ポスター掲示場数） | （541円31銭×46枚+316,250円）÷46か所＝1枚あたり7,417円（端数切上） | 341,182円（7,417円×46枚） |

※作成単価、作成枚数のそれぞれに公費負担の上限が設けられています。そのため公費負担額は、限度単価、限度枚数を実際の契約単価、契約枚数と比較して低い方を掛け合わせた金額になります。

※1円未満の端数がある場合、その端数は1円とします。

【例1】選挙運動用ポスター46枚の作成を345,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、345,000円÷46枚＝7,500円になります。この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、7,417円×46枚＝341,182円が公費負担の対象となります。よって、この対象額を超える3,818円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を350,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、350,000円÷50枚＝7,000円になります。この場合、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、7,000円×46枚＝322,000円が公費負担の対象となります。よって、この対象額を超える28,000円は候補者の負担になります。

（4）選挙運動用通常葉書の郵送

|  |  |
| --- | --- |
| 町長選挙 | 2,500枚 |
| 町議会議員選挙 | 800枚 |

「選挙用」の表示を受けた選挙運動用通常はがきは、郵便局にて無料で差し出すことができます。使用枚数は、選挙の種類により異なります。

選挙運動用通常葉書の交付は、「指定郵便局で葉書の交付を受ける方法」と、「手持ちの通常葉書（私製を含む）に、指定郵便局で選挙用の表示を受けて選挙運動用郵便物とする方法」があります。ただし、通常葉書を購入した場合、その購入費（郵送費）は候補者の負担となります。差し出す場合は直接ポストに入れず、必ず広川町選挙管理委員会が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便物配達事務を行う八女郵便局の窓口へ持ち込みください。ポストに入れると配達されません。

5. 諸手続き

候補者や広川町選挙管理委員会、業者などが提出・交付する各種書類は、すべて様式が定められています。以下の説明に従い、広川町選挙管理委員会が作成した様式をご使用ください。

（1）公費負担の手続きのイメージ図

①有償契約の締結

⑤確認書の提出

⑥証明書の交付

業者など

候補者

④確認書の交付

③確認申請書の提出

②契約届出書の提出

⑨費用の支払い

⑧請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

⑦公費負担該当候補者の通知

※「③確認申請書の提出」「④確認書の交付」「⑤確認書の提出」は、燃料供給契約やビラ・ポスター作成契約の場合に必要です。

（2）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者などと有償契約を締結し、その旨を広川町選挙管理委員会へ届け出る必要があります。

ア. 届出期日

・立候補届出前に契約する場合……立候補届出時

・立候補届出後に契約する場合……契約締結後ただちに

イ. 必要書類

・契約届出書

・契約書の写し

ウ. 注意事項

・無償契約の場合は、公費負担の対象となりません。

・同種の契約であっても、複数の相手と契約した場合は、契約相手ごとに届け出る必要があります。

・契約書に様式の定めはありません。

・契約書は、必ずしも「契約書」という名称である必要はありません。「借受書」「賃渡証」「承諾書」などの名称であっても、候補者の申し込みの意思や各業者などの承諾の意思、契約期間（借入期間、雇用期間など）、契約数（燃料供給量、印刷枚数など）、契約金額などが明らかにされていれば問題ありません。

・選挙運動用自動車の使用において、その他の契約（個別契約方式）の場合、自動車借入契約、燃料供給契約、運転手雇用契約のそれぞれに個別の契約書の写しが必要です。

・契約相手が生計を一にする親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

（3）確認申請

以下のアの場合、公費負担の対象となるか確認するため、広川町選挙管理委員会へ確認申請書を提出する必要があります。

ア. 提出が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料供給……金額の制限範囲内であることの確認

・選挙運動用ビラの作成……………作成限度枚数の確認

・選挙運動用ポスターの作成………作成限度枚数の確認

イ. 注意事項

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。同種の契約であっても、複数の相手と契約した場合は、契約相手ごとに届け出る必要があります。

・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、申請書の写しまたは控えを保管してください。

・確認申請書は、候補者またはその代理人が直接持参してください。

ウ. 確認書の交付

・申請に基づき、広川町選挙管理委員会が確認書を交付します。

・交付を受けた確認書は、ただちに契約業者などへご提出ください。

・確認書は、契約業者などが町へ請求書を提出する際に添付する必要があります。

（4）使用（作成）証明書の交付

（2）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに使用（作成）証明書を作成し、契約業者などに1部交付する必要があります。

なお、この使用（作成）証明書は、契約業者などが町へ請求書を提出する際に添付する必要があります。

（5）費用の請求

公費負担に係る費用は、業者などからの請求に基づき、広川町が業者などへ直接お支払いします。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア. 請求時に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要書類 |
| 選挙運動用自動車の使用 | 一般運送契約（ハイヤー方式） | ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】②請求内訳書 【様式第7号(別紙)その1】③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |
| その他の契約（個別契約方式） | 自動車借入契約 | ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】②請求内訳書 自動車の借入れ【様式第7号(別紙)その2の1】③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |
| 燃料供給契約 | ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】②請求内訳書 燃料代【様式第7号(別紙)その2の2】③給油伝票の写し……①給油日　②給油量　③自動車登録番号（車両番号）　④給油金額がわかるもの④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】⑤選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】 |
| 運転手雇用契約 | ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】②請求内訳書 運転手【様式第7号別紙その2の3】③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】 |
| 選挙運動用ビラの作成 | ①請求書（ビラの作成）【様式第8号】②請求内訳書（ビラの作成）【様式第8号別紙】③ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】④ビラ作成証明書【様式第5号】 |
| 選挙運動用ポスターの作成 | ①請求書（ポスターの作成）【様式第9号】②請求内訳書（ポスターの作成）【様式第9号別紙】③ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】④ポスター作成証明書【様式第6号】 |

イ. 注意事項

・口座振込でお支払いするため、請求書には振込先を正確にご記入ください。

・請求書に誤りがある場合、再度ご提出していただく場合があります。

・公費負担の適用を受ける手続きをしていても、選挙の結果、候補者に係る供託物が没収されることになったときは、公費負担の対象から除かれ、候補者は費用を全額負担することになります。事前にこの旨を業者などへご説明ください。

・請求書提出は選挙及び当選の効力が確定した日（当選の告示後14日を経過した日。今回の町議会議員一般選挙では12月26日（火））以降となります。支払いについてはその後の手続きとなりますので、契約締結時に、この旨を業者などへご説明ください。

ウ. 請求先

〒834-0115福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

**広川町長　宛**（広川町選挙管理委員会宛ではなく町長宛として下さい。）

エ. 提出先

〒834-0115福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町選挙管理委員会事務局（広川町役場総務課総務係内）

TEL：0943-32-1255

第2章 公費負担の手続き

1. 選挙運動用自動車の使用（一般運送契約（ハイヤー方式））

（1）契約相手などの制限

契約相手は、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として国土交通大臣から免許を受けている業者）に限られます。一般的には、タクシーやハイヤーなどの借り上げ契約がこれに該当します。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】 |  |
| 選挙運動用自動車運行契約書の写し |  |
| 請求のとき | 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】 |  |
| 請求内訳書【様式第7号別紙その1】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

③使用証明書の交付

一般乗用旅客

自動車運送事業者

候補者

②契約届出書の提出

⑥費用の支払い

⑤請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

④公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔運送事業者 | ・選挙運動用自動車運行契約書 |
| 2 | 契約届出書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・1の選挙運動用自動車運行契約書の写し |
| 3 | 使用証明書の交付 | 候補者⇒運送事業者 | ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |
| 4 | 請求書などの提出 | 運送事業者⇒町長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】・請求内訳書【様式第7号(別紙)その1】・3の選挙運動用自動車使用証明書（自動車） |
| 5 | 費用の支払い | 町長⇒運送事業者 |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ4の請求をすることができません。

※町長に対する4の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

2-1. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による自動車借入契約）

（1）契約相手などの制限

一般運送契約（ハイヤー方式）と異なり、契約相手は当該契約に係る業務を業としない者であっても問題ありません。自家用車を国土交通大臣の許可を受けて貸している業者（レンタカー業者など）や、自家用車を所有している知人などと契約することもできます。しかし、契約相手が生計を一にする親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）である場合、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限り、公費負担の対象となります。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】 |  |
| 選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し |  |
| 請求のとき | 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】 |  |
| 請求内訳書　自動車の借入れ【様式第7号別紙その2の1】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

③使用証明書の交付

借入業者など

レンタカー業者

個人・会社など

候補者

②契約届出書の提出

⑥費用の支払い

⑤請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

④公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔借入業者など | ・選挙運動用自動車賃貸借契約書 |
| 2 | 契約届出書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・1の選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し |
| 3 | 使用証明書の交付 | 候補者⇒借入業者など | ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 |
| 4 | 請求書などの提出 | 借入業者など⇒町長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】・請求内訳書　自動車の借入れ【様式第7号(別紙)その2の1】・3の選挙運動用自動車使用証明書（自動車） |
| 5 | 費用の支払い | 町長⇒借入業者など |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、借入業者などは町長へ4の請求をすることができません。

※町長に対する4の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

2-2. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による燃料供給契約）

（1）契約相手などの制限

契約相手は、燃料供給業者に限られます。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】……自動車登録番号（車両番号）や契約単価（燃料代の単価契約を締結した場合）を記載ください |  |
| 選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し |  |
| 請求の前 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】……自動車登録番号（車両番号）を記載ください |  |
| 請求のとき | 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】 |  |
| 請求内訳書　燃料代【様式第7号(別紙)その2の2】……自動車登録番号（車両番号）を記載ください |  |
| 給油伝票の写し……①給油日　②給油量　③自動車登録番号（車両番号）　④給油金額がわかるもの |  |
| 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

⑤確認書の提出

⑥使用証明書の交付

燃料供給業者

候補者

④確認書の交付

③確認申請書の提出

②契約届出書の提出

⑨費用の支払い

⑧請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

⑦公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔燃料供給業者 | ・選挙運動用自動車燃料供給契約書 |
| 2 | 契約届出書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】……自動車登録番号（車両番号）や契約単価（燃料代の単価契約を締結した場合）を記載ください・1の選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し |
| 3 | 確認申請書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】……自動車登録番号（車両番号）を記載ください |
| 4 | 確認書の交付 | 町選管⇒候補者 | ・選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】 |
| 5 | 確認書の提出 | 候補者⇒燃料供給業者 | ・4の選挙運動用自動車燃料代確認書 |
| 6 | 使用証明書の交付 | 候補者⇒燃料供給業者 | ・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】・給油伝票の写し……①給油日　②給油量　③自動車登録番号（車両番号）　④給油金額がわかるもの |
| 7 | 請求書などの提出 | 燃料供給業者⇒町長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】・給油伝票の写し・請求内訳書　燃料代【様式第7号別紙その2の2】・4の選挙運動用自動車燃料代確認書・6の選挙運動用自動車使用証明書（燃料） |
| 8 | 費用の支払い | 町長⇒燃料供給業者 |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ7の請求をすることができません。

※町長に対する7の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

2-3. 選挙運動用自動車の使用（その他の契約による運転手雇用契約）

（1）契約相手などの制限

契約相手は、当該契約に係る業務を業としない者であっても問題ありません。しかし、契約相手が生計を一にする親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）である場合、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限り、公費負担の対象となります。

公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。同一日に2人上の運転手が運転業務に従事した場合は、候補者が指定するいずれか1人が、公費負担の対象となります。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】 |  |
| 選挙運動用自動車運転手契約書の写し |  |
| 請求のとき | 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】 |  |
| 請求内訳書　運転手【様式第7号別紙その2の3】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

③使用証明書の交付

運転手

候補者

②契約届出書の提出

⑥費用の支払い

⑤請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

④公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔運転手 | ・選挙運動用自動車運転契約書 |
| 2 | 契約届出書の届出 | 候補者⇒町選管 | ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】・1の選挙運動用自動車運転手契約書の写し |
| 3 | 使用証明書の交付 | 候補者⇒運転手 | ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】 |
| 4 | 請求書などの提出 | 運転手⇒町長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式7号】・請求内訳書　運転手【様式第7号(別紙)その2の3】・3の選挙運動用自動車使用証明書（運転手） |
| 5 | 費用の支払い | 町長⇒運転手 |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ4の請求をすることができません。

※町長に対する4の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

3. 選挙運動用ビラの作成

（1）契約相手などの制限

契約相手は、ビラの作成を業とする業者（印刷業者など）に限られます。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】 |  |
| ビラ作成契約書の写し |  |
| 請求の前 | ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】 |  |
| 請求のとき | 請求書（ビラの作成）【様式第8号】 |  |
| 請求内訳書（ビラの作成）【様式第8号別紙】 |  |
| ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】 |  |
| ビラ作成証明書【様式第5号】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

ビラ作成業者

候補者

④確認書の交付

③確認申請書の提出

②契約届出書の提出

⑨費用の支払い

⑧請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

⑦公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔作成業者 | ・ビラ作成契約書 |
| 2 | 契約届出書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】・1のビラ作成契約書の写し（仕様が記載された書面） |
| 3 | 確認申請書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】 |
| 4 | 確認書の交付 | 町選管⇒候補者 | ・ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】 |
| 5 | 確認書の提出 | 候補者⇒作成業者 | ・4のビラ作成枚数確認書 |
| 6 | 作成証明書の交付 | 候補者⇒作成業者 | ・ビラ作成証明書【様式第5号】 |
| 7 | 請求書などの提出 | 作成業者⇒町長 | ・請求書（ビラの作成）【様式第8号】・請求内訳書（ビラの作成）【様式第8号別紙】・4のビラ作成枚数確認書・6のビラ作成証明書 |
| 8 | 費用の支払い | 町長⇒作成業者 |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ7の請求をすることができません。

※町長に対する7の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

4. 選挙運動用ポスターの作成

（1）契約相手などの制限

契約相手は、ポスターの作成を業とする業者（印刷業者など）に限られます。

（2）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック欄 |
| 告示日以降 | ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】 |  |
| ポスター作成契約書の写し |  |
| 請求の前 | ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】 |  |
| 請求のとき | 請求書（ポスターの作成）【様式第9号】 |  |
| 請求内訳書（ポスターの作成）【様式第9号別紙】 |  |
| ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】 |  |
| 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 |  |

（3）手続きのイメージ図

①有償契約の締結

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

ポスター作成業者

候補者

④確認書の交付

③確認申請書の提出

②契約届出書の提出

⑨費用の支払い

⑧請求書などの提出

町長

町選挙管理委員会

⑦公費負担該当候補者の通知

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 手続き | 提出先など | 必要書類【様式など】 |
| 1 | 有償契約の締結 | 候補者⇔作成業者 | ・ポスター作成契約書 |
| 2 | 契約届出書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】・1の選挙運動用ポスター作成契約書の写し（仕様が記載された書面） |
| 3 | 確認申請書の提出 | 候補者⇒町選管 | ・ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】 |
| 4 | 確認書の交付 | 町選管⇒候補者 | ・ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】 |
| 5 | 確認書の提出 | 候補者⇒作成業者 | ・4のポスター作成枚数確認書 |
| 6 | 使用証明書の交付 | 候補者⇒作成業者 | ・ポスター作成証明書【様式第6号】 |
| 7 | 請求書などの提出 | 作成業者⇒町長 | ・請求書（ポスターの作成）【様式第9号】・請求内訳書（ポスターの作成）【様式第9号別紙】・4のポスター作成枚数確認書・6のポスター作成証明書 |
| 8 | 費用の支払い | 町長⇒作成業者 |  |

※供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ7の請求をすることができません。

※町長に対する7の請求については、広川町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 公費負担に関するQ＆A

1. 共通

Q1.選挙運動費用のうち、どのようなものが公費負担の対象となりますか？

A1. 次の費用が公費負担の対象となります。ただし、供託物を没収された候補者は、④以外の公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用……次の（A）と（B）は併用できません

（A）一般運送契約（ハイヤー方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー会社、バス会社など）との契約。自動車の借り入れ、燃料供給、運転手雇用すべて込みで自動車を貸し切って契約する

（Ｂ）その他の契約（個別契約方式）の場合

自動車の借り入れ、燃料供給、運転手雇用をそれぞれ個別に契約する

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

④選挙運動用通常葉書の郵送

Q2. 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A2. 公費負担制度を利用するためには、候補者と業者などで有償による契約を書面で締結し、それを広川町選挙管理委員会へ届け出る必要があります。しかし、その書面の名称は必ずしも「契約書」である必要はありません。「借受書」「賃渡証」「承諾書」などの名称であっても、候補者の申し込みの意思や各業者などの承諾の意思、契約期間（借入期間、雇用期間など）、契約数（燃料供給量、印刷枚数など）、契約金額などが明らかにされていれば問題ありません。また、自動車の借り入れの場合は、契約書に次の内容が記載されている必要があります。

①有償契約であること

②契約期間が記載されていること

③契約金額が記載されていること

④車両が特定（車種、自動車登録番号（車両番号）など）されていること

⑤契約年月日が記載されていること

⑥借受人として候補者が記載されていること

Q3. 「条例で決まっている限度額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A3. 条例は、あくまで公費負担の限度額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。本制度は、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるため、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように、適正に契約していただく必要があります。

Q4. 実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえますか？

A4. 本制度は、条例で定める限度額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が限度額を超えている場合は、限度額までを公費で負担しますが、限度額に満たない場合は、実際に要した費用を公費で負担します。

Q5. 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、広川町選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきですか？

A5. それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後ただちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q6. 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか？

A6, 届出書類に誤りなどがある場合は、ただちにその旨を広川町選挙管理委員会に届け出てください。

Q7. 必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A7. 納品書や明細を記載した見積書などは、公費負担の請求時、事実関係を証明するために必要となります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、給油伝票の写し（①給油日　②給油量　③自動車登録番号（車両番号）　④給油金額がわかるもの）の添付が必要であるため、必ず保管してください。

Q8. 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A8. すべて情報公開の対象になります。（印影など一部非開示部分あり）

Q9. 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関する費用について、公費負担となる場合でも収支報告書に計上する必要がありますか？

A9. 選挙運動用ビラや選挙運動用ポスターの作成費は、支出として収支報告書に計上する必要があります。ただし、収入に計上する必要はありません。
選挙運動用自動車の使用に関する費用は、選挙運動費用にあてはまらないため、収支報告書に計上する必要はありません。（公選法第197条第2項）

2. 自動車の借り入れ

Q1. 公費負担の対象となるのはどのような自動車ですか？

A1. 主に選挙運動のために使用され、広川町選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台となります。

Q2. 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？　この場合、2台とも公費負担の対象になりますか？

A2. 公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者１人につき１台に限られます。

Q3. 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定です。2台とも公費負担の対象になりますか？

A3. 公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分のみです。

Q4. レンタカー業者から、選挙運動用としてさまざまな装備品（看板、スピーカーなど）を取りつけた自動車を借りようと思っています。これらの付帯料金は、公費負担の対象となりますか？

A4. 公費負担の対象は、レンタカー業者が国土交通省に届け出ている「基本料金」のみです。基本料金以外の付帯料金（別途任意で契約した免責補償料、看板やスピーカーを取り付けるための費用や当該付帯設備の賃借料など）は対象外となります。
基本料金以外の費用が含まれている場合（すでに看板やスピーカーなどが取り付けてある選挙運動用自動車を借り入れる場合など）は、基本料金とそれ以外の費用を明示した契約を締結することで、基本料金分を公費負担の対象とすることができます。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要です。

※基本料金……一般的に車両本体と保険補償（対人、対物などの保険）の料金が含まれている

Q5. 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することはできますか？

A5. 公費負担の対象期間は、選挙運動期間（立候補届出日から選挙期日の前日までの5日間）です。選挙運動期間前の借り入れ代金は、公費負担の対象外となります。ただし、無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担の対象となります。

Q6. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車を借り入れる場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか？

A6. 選挙運動期間の前後を含めて選挙運動用自動車を借り入れた場合、実際に借り入れた期間（選挙運動期間の前後を含めた期間）を、契約書の契約期間として記載することになります。ただし、公費負担の対象期間は選挙運動期間のみであり、選挙運動期間の前後の借り入れ代金は、公費負担の対象外となります。

Q7. 選挙運動用自動車の借り入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金が異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか？　（例：初日24時間までの基本料金12,000円、2日目以降の基本料金1日につき8,000円）

A7. 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計です。選挙運動期間外の借り入れ代金は、公費負担の対象外となります。したがって、借り入れ初日が選挙運動期間前の場合は、12,000円は公費負担の対象外となり、借り入れ初日が選挙運動期間内の場合は、12,000円も公費負担の対象となります。
※公費負担の1日あたりの限度額は16,100円

Q8. 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか？

A8. 自動車借り入れについては、1日あたりの借り入れ金額に対して公費を負担するものであるため、1日あたりの借り入れ金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。今回のようにレンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届け出ている料金体系に基づき，契約することになります。しかし「1か月で○○万円」といったように、1日あたりの借り入れ金額を設定せずに契約している場合は、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q9. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A9. 自動車の借り入れについては、以下のア及びイに当てはまる場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

ア. 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借り入れ

イ. 一般運送契約（ハイヤー方式）による借り入れ（自動車の借り入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

Q10. レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どれくらいの価格で契約すればいいですか？

A10. 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量など）の妥当性について説明できるように、適切に契約していただく必要があります。

Q11. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A11. 生計を一にする親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

Q12. 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A12. 契約相手は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。また、「使用日1日1台につき64,500円を限度に、選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額」を比較して、いずれか低い方の金額となります。

3. 燃料の供給

Q1. 選挙運動用自動車に使用した燃料は、すべて公費負担の対象となりますか？

A1. 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（1日1台につき7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2. 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A2. 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3. 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担を請求することはできますか？

A3. 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額と限度額を比較して、いずれか低い方の金額で公費負担を受けることができます。

Q4. 選挙運動期間中に何度も燃料を補給しますが、給油量や給油金額はどのように記録すればよいですか？

A4. 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要です。選挙運動用自動車への給油時に受け取った給油伝票は、必ず保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日　②給油量　③自動車登録番号（車両番号）　④給油金額　が記載されている必要があります。

Q5. 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため投票日に給油しましたが、公費負担の対象となりますか？

A5. 対象になりません。公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となります。

4. 運転手の雇用

Q1. 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A1. 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転してない日は、公費負担の対象になりません。

Q2. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A2. 選挙運動期間以外の運転は対象となりません。選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。

Q3. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

（例）選挙運動期間の5日間のうち、A氏は3日間、B氏は2日間で運転契約を締結

A3. 公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に2人上の運転手が運転業務に従事した場合は、候補者が指定するいずれか1人が、公費負担の対象となります。なお、1日あたりの限度額は12,500円です。

Q4. 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか？

A4. 公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。同一日に2人上の運転手が運転業務に従事した場合は、候補者が指定するいずれか1人が、公費負担の対象となります。

Q5. 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A5. 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代など）は公費負担の対象とはなりません。

Q6. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A6. 法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。

Q7. 選挙運動用自動車の運転手が候補者の親族である場合、公費負担の対象となりますか？

A7. 候補者と生計を一にする親族（6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族）との間で運転手の雇用について契約した場合、公費負担の対象となりません。ただし、その親族が自動車運転を業として行っている場合は、公費負担の対象となります。

5. 選挙運動用ビラの作成

Q1. 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A1. 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。また、公費負担の限度額は、町長・町議会議員ともに1枚あたり7円73銭に上限枚数を乗じた額となります。

（参考）公職選挙法

第142条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（1）～（6）略

（7）町村の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q2. 選挙運動用ビラに制約（規格など）はありますか？

A2. 以下の制約があります。

・配布枚数……町長選挙5,000枚以内、町議会議員選挙1,600枚以内

・種類……2種類以内

・規格……長さ29.7cm×幅21cm（A4版）以内、両面印刷が可能

・記載内容……表面に頒布責任者と印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載する

・証紙の貼付……広川町選挙管理委員会が交付する証紙を貼る

Q3. 選挙運動用ビラは、どのような方法で頒布することができますか？

A3. 次の方法で頒布することができます。

・新聞折込みによる頒布

・候補者の選挙事務所内における頒布

・個人演説会の会場内における頒布

・街頭演説の場所における頒布

Q4. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A4. 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分する必要があります。このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5. ビラ作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A5. この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数×限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。そのため公費負担額は、限度枚数、限度単価を実際の作成枚数、作成単価と比較して低い方を掛け合わせた金額になります。（作成枚数に制限はありませんが、掲示場所など、公費負担額には制限があります。）

（例）実際の作成枚数2,000枚（ア）、作成単価7.00円（イ）

条例の限度枚数1,600枚（ア’）、限度単価7.73円（イ’）の場合の公費負担額

（公費負担額）＝｛（ア）と（ア’）を比べて低い方｝×｛（イ）と（イ’）を比べて低い方｝

＝1,600枚×7.00円

＝11,200円

Q6. ビラの印刷とは別の会社に、ビラのデザインを発注します。また写真撮影はプロカメ

ラマンに依頼します。このときデザイン、写真撮影の経費は公費負担の対象となりますか。

A6. ビラ表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と

有償契約した場合に公費負担の対象とします。この場合は、当該のビラを最終的に印刷した

者が公費負担の対象に該当すると考えられ、写真撮影などでビラの作成過程の一部を分担

しただけの場合は該当しません。デザイン・写真撮影は公費負担請求の対象としない、ある

いは印刷・デザイン・写真撮影を１本の契約にまとめる等が必要です。

6. 選挙運動用ポスターの作成

Q1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？

A1. 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

（参考）公職選挙法

第143条　選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党などが使用するもの）のほかは、掲示することができない。

（1）～（4）略

（5）前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q2. 選挙運動用ポスターに制約（規格など）はありますか？

A2. 以下の制約があります。

・掲示場所……広川町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（46か所）、1か所につき1枚

・規格……長さ42cm×幅30cm以内

・記載内容……表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人は名称）及び住所を記載する

Q3. ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A3. ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合、その作成に要したすべての費用が公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限あり）。例えば、印刷費やデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q4. 選挙運動用ポスターと選挙運動用通常葉書を一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A4. 選挙運動用通常葉書の印刷費用は、公費負担の対象となりません。選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。

Q5. 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括で発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A5. 例えば、同様のデザインでサイズなどの規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費を区分する必要があります。このようなことを避けるため、個々に契約をすることをお勧めします。

Q6. ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A6. この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数×限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。そのため公費負担額は、限度枚数、限度単価を実際の作成枚数、作成単価と比較して低い方を掛け合わせた金額になります。（作成枚数に制限はありませんが、掲示場所など、公費負担額には制限があります。）

（例）実際の作成枚数50枚（ア）、作成単価7,300円（イ）

条例の限度枚数46枚（ア’）、限度単価7,417円（イ’）の場合の公費負担額

（公費負担額）＝｛（ア）と（ア’）を比べて低い方｝×｛（イ）と（イ’） を比べて低い方｝

＝46枚×7,300円

＝335,800円

Q7. ポスターの印刷とは別の会社に、ポスターのデザインを発注します。また写真撮影はプロカメラマンに依頼します。このときデザイン、写真撮影の経費は公費負担の対象となりますか。

A7. ポスター表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ポスターの作成を業とす

る者」と有償契約した場合に公費負担の対象とします。この場合は、当該のポスターを最終

的に印刷した者が公費負担の対象に該当すると考えられ、写真撮影などでポスターの作成

過程の一部を分担しただけの場合は該当しません。デザイン・写真撮影は公費負担請求の対

象としない、あるいは印刷・デザイン・写真撮影を１本の契約にまとめる等が必要です。

7. 選挙運動用通常葉書の交付・郵送

Q1. 選挙運動用通常葉書の交付や郵送にあたって、注意すべき点はありますか？

A1. 候補者は、選挙運動のための通常葉書を公費負担で郵送することができます。通常葉書を使用できる枚数は、町長選挙の場合は2,500枚、町議会議員選挙の場合は800枚までです。

選挙運動用通常葉書の交付は、「指定郵便局で葉書の交付を受ける方法」と、「手持ちの通常葉書（私製を含む）に、指定郵便局で選挙用の表示を受けて選挙運動用郵便物とする方法」があります。ただし、通常葉書を購入した場合、その購入費（郵送費）は候補者の負担となります。差し出す場合は直接ポストに入れず、必ず広川町選挙管理委員会が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便物配達事務を行う郵便局の窓口へ持ち込みください。ポストに入れると配達されません。

Q2. 選挙運動用通常葉書を路上で選挙人へ手渡ししようと思いますが、可能ですか？

A2. 選挙運動用通常葉書を路上などで手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。選挙運動用通常葉書は、郵送で頒布ください。

Q3. 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用は、公費負担の対象となりますか？

A3. 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象です。町長選挙や町議会議員選挙は、公費負担の対象外となります。